

滋賀県リハビリテーション専門職員 修学資金制度の御案内

(令和2年度 貸与者用)

○ 滋賀県リハビリテーション専門職員修学資金貸与制度とは

滋賀県リハビリテーション専門職員修学資金貸与要綱および同要綱細則に基づき、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下「リハ専門職員」という。）の養成施設に在学する者で、卒業後に滋賀県内の医療機関等（3ページ参照）でリハ専門職員として仕事をしたいと考えている者に、滋賀県が勉学を続けるのに必要な資金を貸し付ける制度です。

滋賀県リハビリテーション専門職員修学資金（以下「修学資金」という。）は、皆さんが養成施設に在学し勉学をされている間、一時的にお貸しするものですから、卒業後は原則として全額を返還していただきます。

ただし、養成施設卒業後一定の条件を満たした場合に限り、返還しなくても良いこととなっています。

なお、予算に限りがありますので、申請者数が予算枠数を超える場合には、申請者全員に貸与を行えないことがあります。

○ 貸与の条件

養成施設の最終学年またはその前学年に在学する方(3年制:2・3回生、4年制:3・4回生)で、卒業後、県内医療機関等（3ページ参照）において、リハ専門職員として業務に従事する意志をもっていること。

○ 貸与額

資金の種類	養成課程	貸与額
修学資金	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	36,000円/月 432,000円/年

用語説明	
養成施設	: 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の学校・養成所
リハ専門職員	: 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
貸与	: お金を貸すこと。
返還	: 借りたお金を返すこと。
返還の免除	: 借りたお金を返すことが免除されること。
従事・就業	: リハ専門職員として業務に従事すること。

お問合せ先

滋賀県 健康医療福祉部 健康寿命推進課 健康しが企画室

所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

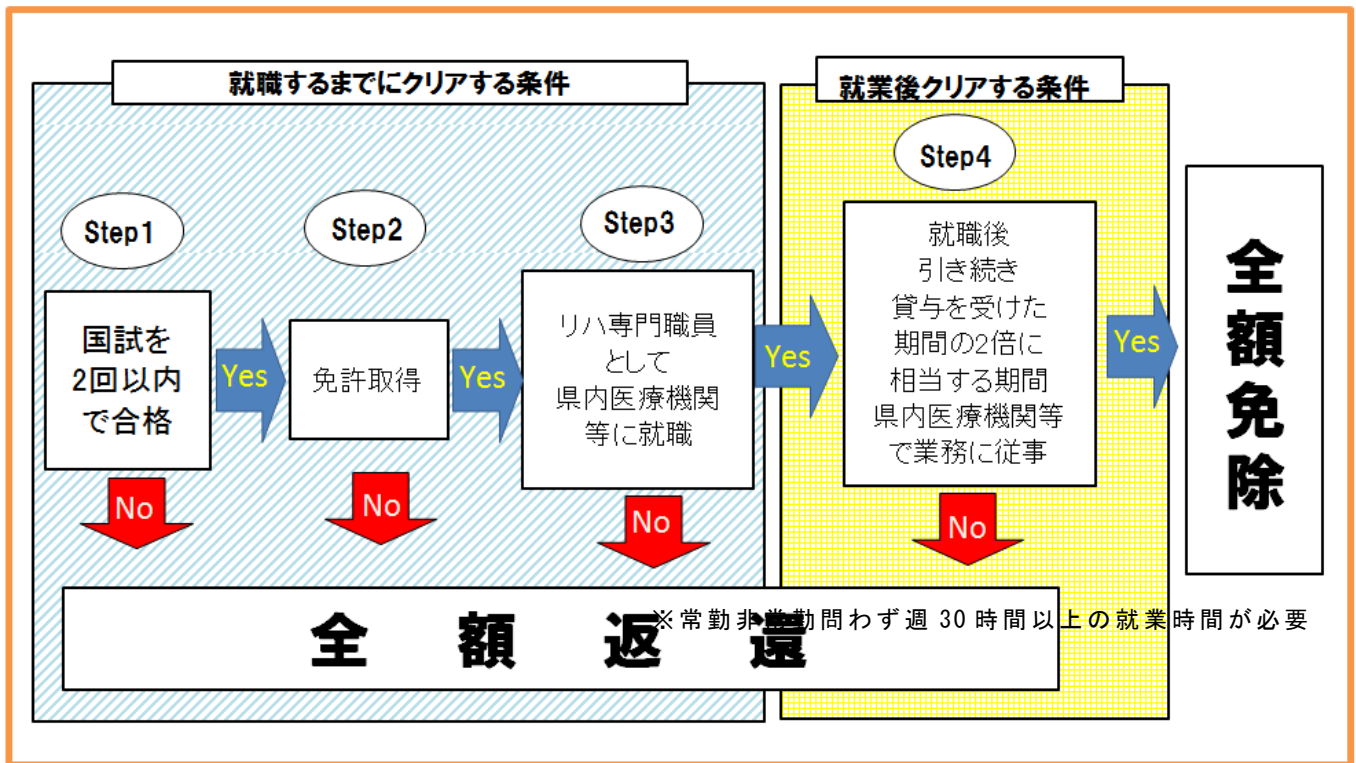
TEL 077-528-3657

FAX 077-528-4857

○ 修学資金＝貸付制度

修学資金は貸付金ですので、貸与を受けた後、滋賀県に対して債務(借りたお金を返済する義務)を負うこととなります。そのため、貸与が終了した後に必ず返還しなければなりません。

ただし、免除に必要となる条件を全て満たしたときに限り、必要な手続きを経た上で債務の免除を受けることができます。



○ 返還

次の事由に該当したときは、修学資金を返還しなければなりません。

区分	返還事由	返還
在学中	①養成施設を退学したとき。	全額返還
	②成績不良等の理由で、貸与決定を取り消されたとき。	
卒業年度 または 卒業後1年以内	③修学資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許の資格試験に卒業後1年以内に合格しなかったとき(受験しなかった場合も含む)。	
	④資格試験合格後直ちに、修学資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許を取得しなかったとき。	
免許取得後	⑤免許取得後直ちにリハ専門職員として県内医療機関等に就業しなかったとき。	
就職後	⑥県内医療機関等において業務に従事しなくなったとき(業務外の理由により死亡した場合を含む)。	

○ 返還額および返還の方法について

【返還額】

返還となった場合は、修学資金を受けた額に**利息の額を加えた額**を返還することとなります。

※ 修学資金の貸与を受けた日から貸与が終了した日(卒業・退学等)までの月数に応じて、貸与を受けた額につき**年3%**の割合で利息が発生します。

【返還方法】

一括返還のほか、分割して返還することができます。ただし、分割して返還する場合でも、貸与を受けた期間に相当する期間内に均等払いにより返還しなければなりません。

(例)24ヶ月貸与を受けた場合＝24ヶ月以内に返還する

○ 返還猶予

次の事項にあてはまる場合は、その事項が続いている間、返還の期間を延ばすことができます。

- ① 大学院の修士課程または博士課程(リハビリテーション学等を履修する課程に限る。)に進学したとき。
- ② 疾病や負傷により、リハ専門職員の業務に従事できないやむを得ない理由があるときなど。

○ 返還の免除

養成施設を卒業後、次の条件を全て満たせば、必要な手続きを行うことにより、修学資金の返還の免除が受けられます。

条件 1	養成施設の卒業の年度もしくはその次年度に実施される、修学資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許の資格試験に合格し、直ちに免許を取得すること。
条件 2	免許取得後直ちに県内医療機関等に就業し、引き続き貸与を受けた期間の2倍の期間リハ専門職員として業務に従事すること。

<条件2について>

3月に国家試験に合格。その後直ちに免許申請を行い、免許を取得。

【例1】 5/1就職

4月に就業していないため、「直ちに」就業したとは認められません。

→ 全額返還

【例2】 4/1就職、9/15退職、11/1再就職

10月が無就業期間であり、「引き続き」業務に従事したとは認められません。

→ 全額返還

【例3】 4/1就職、9/15退職、9/20再就職

退職した月と同じ月中に再就職しているため、「引き続き」業務に従事したと認められます。

→ 貸与を受けた期間の2倍の期間、業務に従事すれば全額免除

※ ただし、中断期間がある9月は、「貸与を受けた期間の2倍の期間」の計算において、業務に従事した期間には算入されません。

○ 県内医療機関等

県内医療機関等とは滋賀県内の下記の施設のことをいいます。

① 病院または診療所	⑤ 訪問看護事業所
② 障害児入所施設および 児童発達支援センター	⑥ 介護老人保健施設
③ 障害者支援施設	⑦ 特別養護老人ホームまたは 養護老人ホーム
④ 老人デイサービスセンター	⑧ 市町の保健所等

注意事項

同一の設置者(医療法人等)が複数の医療機関などを開設しており、人事異動・配置換えなどにより県外の施設に就業先が変更された際も、その時点で返還が発生する場合があります。

○ 振込先口座

- ① 修学資金は貸与生本人名義の口座へ振り込みます。振込先の口座は、貸与申請の際に指定していただきますが、貸与生本人以外の名義の口座を指定することはできません。
- ② 振込先として指定できる口座は普通預金、総合預金または当座預金に限ります。貯蓄預金・定期預金の口座を指定することはできません。
- ③ 銀行に指定の口座がない場合は、貸与生本人名義の口座を開設してください。
- ④ 同一養成課程在学中は、原則として振込先の口座の変更は行えません。ただし、婚姻などによる氏名変更、銀行の統廃合などにより振込先の口座に変更があった場合は、変更の手続きを行ってください。

○ 貸与の時期および方法

貸与が決定した後、年額 432,000 円を一括で指定があった貸与者本人名義の口座に振り込みます。

○ 貸与期間

修学資金は1年単位で貸与を行います。今年度に貸与決定を受け、次年度も貸与を受けようとする際は、次年度も新たに申請を行っていただく必要があります。

また、貸与を受けられる期間は、最長で2年間となります。

○ 貸与契約の解除

貸与決定を受けた後でも、次の場合には貸与契約を解除し、修学資金を返還していただきます。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

○ 連帯保証人

修学資金の貸与を受ける際には、連帯保証人を2名立てていただきます。

連帯保証人は、一定の職業を有し、独立の生計を営む成年者でなければなりません。

また、連帯保証人2名はそれぞれ別住所の人としてください。どちらか1名は貸与生と同住所でかまいません。

貸与生が未成年の場合は、1名を法定代理人（親権者）としてください。

連帯保証人の本人確認書類として、印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のものに限る。）を添付してください。連帯保証人の印は、印鑑登録証明書の印と同一の実印を押印してください。

なお、連帯保証人の方には貸与生（債務者）が債務を履行されない場合は、債務者に代わり債務を履行していただくことがあります。

○ 借用証書

貸与生の方には、貸与終了時（卒業・退学）に「借用証書」を提出していただきます。

○ 貸与終了後の手続きについて

この貸付金は、貸与生が養成施設に在学している間、一時的にお貸しするものです。全額返還されるか、返還免除の条件を全て満たし、所定の手続きを終えるまでは、貸与生は滋賀県に債務（借金）を負っていることとなります。

このため、学校を卒業されるときや、その後に、免除を受けるとき、返還をするとき、住所や氏名を変更したときなどには、要綱・細則に定められた手続きを行っていただくかなければなりません。

卒業後の手続きについては、貸与生が卒業される際に、卒業後の手続きなどを取りまとめた「しおり」をお渡しします。

これらの手続き・申請をどれか一つでも怠ると、たとえ免除の条件を満たしている場合であっても、全額一括返還となるなどの不利益が生じることがあります。